

特定個人情報保護評価書 松戸市住民基本台帳に関する事務
全項目評価書パブリックコメント(意見募集)手続きの実施結果を公表します

松戸市住民基本台帳に関する事務 全項目評価書の作成にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ、1名の方からご意見を頂きました。ご意見の提出ありがとうございました。
お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考えをまとめましたので、お知らせいたします。

パブリックコメント手続き実施結果の概要

- 1 意見募集期間 平成27年2月1日から2月28日まで(受付は3月2日まで)
- 2 意見提出者数 1名
- 3 意見件数 10件
- 4 意見内容 次のとおり

	項目	意見	市の考え	修正の有無
1	第二章 17頁 6. 特定個人情報の保管・消去(③消去方法)	届出書及び印刷物の「廃棄の際は、シュレッダー処理等を行う」ではいかにも甘い。 1) 庁内シュレッダーによる細断なら、2名で行い、連名による廃棄記録を残す。 2) 外部業者による細断や焼却であれば、事前にセキュリティに関する契約書・覚書を交わし、廃棄証明書を発行してもらうなどの具体的なリスク対策が必要。	特定個人情報を記載した書類の廃棄については、一般ごみと分別処理を行うなど、当市の機密ごみの廃棄ルールに従って処理します。また、外部業者による処理の場合は、セキュリティに関する覚書等を取り交わし、溶解証明書等の提出も義務付けることを、追加記載しました。	有
2	第三章 32頁以下 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	「リスクへの対策は十分か」の項目があり、全ての回答が「十分である」となっている。これはリスク管理上、大きな間違いであり、また選択肢3つも間違いである。 リスク管理はリスクを洗い出し、その発生確率と想定被害を掛け合わせ、それをリスクの重みとする。その重みと実施する対策費用とで、対策の実施可否や範囲を決定するものである。よって、「リスクはない」や「リスク対策は十分である」ということは、世の中にはほとんどの場合、存在しないものである。選択肢を以下に例示する。 ・リスクはない。 ・残存リスクはあるが、対策不要と判断した。 ・残存リスクはあるが、対策を近日中に実施予定。 ・残存リスクに対し、対策が実施できず、危険である。 全てではないが、個々の項目で指摘する。	今回の様式は、国の機関である「特定個人情報保護委員会」から示されているもので、全国統一様式となっています。そのため、指定様式の内容及び選択肢を慎重に検討した結果、本市のリスク対策の評価としては、特定のリスク対策のために特別の予算等を設けているわけではないことから、「特に力を入れている」には該当せず、「十分である」との記載をさせて頂きました。	無
3	第三章 32頁 リスク4(入手の際のリスク)	「届出書及び印刷物は、施錠できるキャビネットに保管」とあるが、これは「常時施錠のキャビネット」でなければならない。また、鍵の管理を個人情報管理者にするなどの対策が必要(職員が全員不在の場合、非権限職員の持ち出し等への対策)。	届出書及び印刷物等は、職員が常駐する事務室内のキャビネットに保管し、施錠することとし、必要な安全管理措置を取るようしております。	無
4	第三章 33頁 リスク2(ユーザー認証の管理)	・ログイン後の離席に対する対応がない。離席する場合は、たとえ短時間でもログオフするなど。 ・専用端末扱いは良いが、端末後方からの盗み見対策がない。セキュリティ機能付端末専用室などの設置が考えられる。 ・「外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入」とあるが、ファイアウォールの設置だけでは甘い。インターネットがつながるLANと当該LANを分離するなどの対策も考えられるし、もしそうなら明記すべき。	・ご指摘のセキュリティ対策につきましては、職員が市民サービスの実施及び向上のために必要な特定個人情報等の重要な情報資産を取り扱う際に、遵守すべき基本的な事項について研修を実施してまいります。また、本市職員や、業務委託先の従業員等による市民の個人情報の紛失、漏えい等の事故を防ぐことを目的として個別に研修等を実施いたします。 ・情報系回線と基幹系回線との区分及び庁内専用回線と一般回線の分離は本市においては実施済みとなっております。	無
5	第三章 33頁 リスク2(アクセス権限の発効・失効管理)	権限の失効管理が甘い業務モデルといえる。所属長が失効申請を出さなかった場合のリスク対策がない。方法はいくつも考えられる。人事システムとの連動、申請業務怠慢へのペナルティ、発効・失効同時申請など。	ご指摘の「業務怠慢へのペナルティ等」の内容は、事務的モラルとして、市職員としての服務規程において適切に管理するとともに、人事異動に合わせ、情報管理部門において、発効・失効管理を速やかに実施しております。また、前項4において回答したとおり、個人情報保護に関する職員研修も充実させていきたいと考えております。	無

6	第Ⅲ章 35頁 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<p>個人情報の事故は、委託先からの流出が多いというのは、周知のことと思う。とすれば、契約は、そのみで事故が防げるものではない。あくまで、責任の主体を明確にするものである。他方、事故が起こった時に委託元(行政)に責任がまったく無いわけではない。個人情報提供者(市民)から見たら行政に情報を提供したのだから。前置きが長くなったが、とすれば事故が起こったときには行政は委託先に損害賠償を請求することになる。</p> <p>1)損害賠償についての記載が明示された契約書になっているか。 2)数億円にもなるかもしれない損害請求に対して対応できる事業者規模かなどが業者選定時に必要となるが、その記載がない。</p>	<p>ご指摘の「損害賠償請求」については、委託契約書には明記していませんが、民法等、一般の私法の規定に基づき、損害の賠償を委託先に請求することになるものと考えております。また、今回の評価書の様式は、国の機関である「特定個人情報保護委員会」から示されているもので、全国統一様式であり、様式上の項目となっていないことから、ご指摘の点については、あえて記載しておりません。</p>	無
7	第Ⅲ章 35頁 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<p>委託する業務内容(運用か改修を含んだ開発か)によってセキュリティ対策は異なるものである。よって、本評価書においても委託業務を定義、もしくは業務内容によって分けるべきである。理由の一部を以下に記す。</p> <p>1)運用は本番データを扱うが、開発は本番データを改変した、もしくは本番とは独立したテスト専用データでよい。 2)運用に比べ開発は再委託の可能性が高まり、また場外持ち出しのリスクも高まる。</p>	<p>ご指摘の点については、当市の情報セキュリティポリシーのほか、委託契約書及び仕様書等に基づき、委託先のセキュリティ体制が適切であるかどうか事前に確認するとともに、システムの運用、開発等個々の委託業務の内容に応じ、様々なリスクに対応できるものと考えております。</p>	無
8	第Ⅲ章 35頁 特定個人情報の提供ルール	<p>記述内容から媒体によるデータの提供をうかがわせるが、</p> <p>1)郵送の場合のリスク対策 2)移動中のリスク対策などが無い。 具体的には、データの暗号化や宅配便であれば契約を交わした業者に限るなど</p>	<p>媒体によるデータの提供については、これらの外部委託事業者においてセキュリティ対策に必要な体制が確保されていることを確認したうえで、郵送の際のセキュリティサービスの利用等、あらかじめデータの紛失、漏えいが生じないよう適切に対応していくこととしております。</p>	無
9	第Ⅳ章その他のリスク対策 56頁 1監査(自己点検)	<p>「評価書の記載内容どおりの運用が行われているか自己点検」とあるが、具体的表現の乏しい本評価書で、個人裁量を除外した第三者的視点の点検ができるか疑問。具体的内容を示した自己点検チェックリストとすべきである。</p>	<p>自己点検については、今後、個別の業務ごとに具体的な実施方法等を検討し、その結果に基づき具体的なリスク対策を行ってまいります。</p>	無
10	第Ⅳ章その他のリスク対策 56頁 2従業者に対する教育・啓発	<p>行政職員に対するセキュリティ・個人情報保護に対する教育の記述がない。職員に対しては、初任時および職員全員に対する定期的教育が必要である。最低1年に一度は、最近事例も含めた全員教育が必要。eラーニングの活用も考えられる。</p>	<p>ご指摘の職員に対する教育に相当するものとしては、セキュリティ対策に係るチェックシートの活用のほか、個人情報保護及び情報セキュリティ対策に係る新任者研修、一般職員研修及び管理職研修等を行っております。また、委託事業者に対しても、個人情報保護及び情報セキュリティ対策に係る研修の実施及び報告を求めます。</p>	無